年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 9 月から 53 年 5 月までの期間及び 57 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から53年5月まで

② 昭和57年4月から同年6月まで

申立期間①について、昭和 42 年ごろ、A社の経営者宅に住み込み従業員として働き、経営者から「20 歳になれば、国民年金の加入は国民の義務だから保険料は給与から引いておく」と言われ、44 年 1 月分給与から国民年金保険料を引かれた。健康保険は、金銭出納簿に「保険料」と記入しており、給与明細書に記載されている「国民保険」は、国民年金保険料だと思う。また、勤務先は個人経営だったこともあり、経営者本人分の保険料と一緒に納付していたと思うので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

申立期間②について、国民年金保険料をまとめて納付した記憶があり、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社の当時の経営者が給与から国民年金保険料を引いて納付していたと主張しているところ、申立期間の一部について、申立人が保有している給与明細書によれば、保険料と同一額が給与から控除されていることが確認できる。

また、当該申立期間について、その経営者の妻は、「国民年金保険料を納付しており、申立人の給与明細書に保険料が控除されている記載があるのであれば、申立人の保険料を夫が納付していたことは間違いない」と申述していること、及び「A社の経営者は、住み込みで勤務させてくれる面倒見の良い人である」旨を申立人が申述していることから、

その経営者が申立人の当該申立期間の保険料を納付しないとは考え難い。 申立期間②は3か月と短期間であり、その夫は、国民年金保険料を納付 済みとされていることから、当該申立期間の保険料を納付しないとは考 え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 10 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年7月まで

② 昭和41年1月から42年3月まで

③ 平成10年2月及び同年3月

役場の人に勧められて国民年金に加入した。毎月、国民年金保険料を集金人に納付していた。A町に引っ越してからも、継続して保険料の納付をしていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付したと主張しているところ、オンライン記録の平成7年度から9年度の納付状況によれば、夫婦共に平成7年4月から10年1月までの保険料を同一日付で納付していること、及び当該申立期間に係るその納付記録は納付済みとされていることから、2か月という短期間の保険料を納付しないとは考え難い。

一方、申立期間①について、申立人は、毎月、国民年金保険料を集金人に納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 37年9月に払い出されており、当該申立期間のうち、一部は過年度保険料として扱われる期間であるところ、通常、納付組織では過年度保険料を取り扱うことはできない上、ほかに当該申立期間の保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

また、申立期間②について、申立人は、B町で国民年金に加入し、昭和41年にA町に引っ越した後は、夫の保険料を合わせ、継続して納付して

いたと申述しているが、同年に同町に転入した際、通常、37 年9月にB町で払い出された国民年金手帳の住所変更手続を行い、その手帳で保険料を納付すべきところ、申立人は、A町において夫婦で新たに国民年金の加入手続を行い、42 年1月 25 日に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていること、及び当該申立期間に係るその夫の納付記録は未納とされていることから、申立人が当該期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人の保有する国民年金手帳の備忘録に「 $S42.4\sim50.3$ まで納入済、 $S50.4\sim51.3$ まで納入済」の記載と「C」の押印があり、申立人は、「『41』を『42』に書き直してあるように見える」と主張しているが、訂正した形跡はうかがえるものの、これを根拠として、申立期間の保険料を納付していたことを示す資料とはいえない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示すほかの関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、平成 10 年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から37年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から37年8月まで

昭和36年12月に県外の会社を退職してA県B市に帰って来た。時期は不明だが、母が国民年金の加入手続をしてくれ、未加入分の国民年金保険料を特例納付してくれたと思う。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたと申述しているところ、事実、その母親は、申立人の昭和37年9月から38年3月までの保険料を第1回特例納付していることが国民年金被保険者台帳から確認できる。

また、申立人は、申立期間以外の加入期間について、保険料の未納が無いこと、及びその母親は、5年年金に加入し、保険料の未納が無いことから、申立人及びその母親の国民年金制度に対する理解の深さと保険料納付に対する意識の高さがうかがえ、特例納付が可能であった申立期間の保険料を納付しないとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの期間、47年7月から同年8月までの期間及び52年8月から53年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月から43年3月まで

② 昭和45年4月から46年3月まで

③ 昭和47年7月及び同年8月

④ 昭和52年1月から同年5月まで

⑤ 昭和52年8月から53年3月まで

市役所から言われて、国民年金に加入した。納付書が送られて来たので、市役所の出張所でまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間②について、12 か月と短期間であること、及びその前後の保険料は納付されていることから、当該申立期間の保険料を納付しないとは考え難い。

申立期間③について、2か月と短期間であること、及び昭和 47 年8 月に再交付された国民年金手帳を申立人が保有していることから、申立人は、当該申立期間中に国民年金手帳の再交付の手続を行ったものと考えられ、再交付の手続を行ったにもかかわらず当該申立期間の保険料を納付しないとは考え難い。

申立期間⑤のうち、昭和52年8月から53年2月について、7か月と 短期間であること、及びその前後の保険料は納付されていることから、 当該期間の保険料を納付しないとは考え難い。 2 一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年12月に払い出されており、その時点において、過年度保険料となる当該申立期間の一部の国民年金保険料をさかのぼって納付した事情はうかがえず、また、当該申立期間の一部は時効により保険料を納付できない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

申立期間④について、平成 14 年 2 月に資格記録の訂正が行われるまでは、国民年金の資格取得年月日が昭和 51 年 12 月 16 日であったこと、及び 47 年 9 月から 51 年 12 月まで厚生年金保険の被保険者であったことから、当該申立期間の国民年金保険料を納付していたのであれば、同年 12 月の保険料の還付が行われているものと考えられるが、その形跡はうかがえない。

申立期間⑤のうち、昭和 53 年 3 月の国民年金保険料について、申立 人は、領収印の無い納入通知書兼領収証書を保有しており、当該期間の 保険料は納付していないと申述している。

また、申立期間①、④及び⑤のうち昭和 53 年 3 月の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の うち、昭和45年4月から46年3月までの期間、47年7月から同年8 月までの期間及び52年8月から53年2月までの期間の国民年金保険料 を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成 17 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険 者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行っ たことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失 日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については 30 万円とすることが妥 当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年2月1日から同年3月1日まで

A社(現在は、B社C支店)に勤務していたが、平成17年2月1日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険の記録が無い。給与明細書から勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書及びB社C支店から提出された賃金台帳により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、申立人の当該事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成 16 年 12 月 1 日、資格喪失日が 17 年 3 月 1 日とされ、当該期間のうち、同年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、同事業所が保管していた D厚生年金基金が解散する前に取り寄せた加入員資格喪失届及び全国健康保険協会 E 支部が保管していた D健康保険組合の解散に伴い移管された同年 3 月 3 日提出の被保険者資格喪失届に記載されている申立人を含む 4 名の資格喪失日は、双方共に申立てどおりの同年 3 月 1 日であることが確認できる上、当該厚生年金基金及び健康保険組合の資格喪失届によれば届出様式は複写式であることがうかがえ、厚生年金保険の資格喪失届についても同一様式であったことが考えられることを踏まえると、事業主が申立人に係る資格喪失日を当初社会保険庁(当時)において記録されていた同年 2 月 1 日として届け出たとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に 判断すると、申立人が平成 17 年 3 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の 届出を事業主が社会保険事務所(当時)に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成 17 年1月に 係るオンライン記録から 30 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和35年*月に長男が産まれ、親の義務と思い36年4月に国民年金に加入した。また、設立した会社を厚生年金保険の適用事業所とするため、社会保険労務士に手続を依頼し、44年9月に厚生年金保険に加入した。当時の年金に関する資料は見つからないが、加入の際、社会保険労務士に国民年金保険料の納付状況を聞かれたので、「100回ぐらい納付した」旨を言った記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は昭和 41 年 10 月 27 日に払い出されており、その時点では、申立期間の大部分の保険料は時効により納付することができない上、ほかに申立期間の保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

また、申立期間中に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

国民年金制度発足当時、地域の年金加入推進委員をしていたので、夫婦共に率先して国民年金に加入し、農業協同組合の支所にある自分名義の預金口座から夫婦分の国民年金保険料を振替により納付した。

申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付したと主張しているが、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によれば、資格取得年月日が昭和 38 年4月1日であること、及び同年4月から保険料が納付されたことが確認できるものの、申立期間の保険料の納付記録は確認できない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、昭和40年5月28日に払い出されていることが確認でき、保険料は納付期限から2年を経過すると時効により納付できなくなることから、申立人は、手帳記号番号の払出し時点で、納付可能であった38年4月にさかのぼって国民年金の資格を取得し、保険料を納付したことが考えられる。

さらに、申立人は、「国民年金制度発足当時、地域の年金加入推進委員をしていた」及び「国民年金保険料を農業協同組合の支所から口座振替により納付した」と申述していることから、A市に当該地域での年金加入推進委員制度の状況及び当該農業協同組合で口座振替を開始した時期について照会したところ、年金加入推進委員制度については、「年金加入推進委員制度が、当該地域においても適用されていた可能性は高いと思われるが、いつから始まったのか、証明するものは無い」旨を回答しており、国民年金制度発足当時、申立人が年金加入推進委員であったか否かは確認が取れ

ず、また、口座振替を開始した時期については、「昭和 58 年4月1日と思われる」と回答していること、及び同市広報誌(昭和 36 年5月1日発行)に「国民年金の保険料の納付は4月よりはじまりました。保険料の納付は年金印紙を買って、国民年金手帳に貼付し、スタンプの検認を受けることによって納入したことを表す方法です」との記事が掲載されており、申立期間当時は、同市における保険料の口座振替制度は始まっていなかったことがうかがえる。

加えて、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 538

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月1日から19年4月1日まで

A診療所に平成14年12月1日から19年8月17日まで勤務していたが、申立期間の加入記録が無い。給与明細書から厚生年金保険料が控除されているので申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が確認できる。

しかしながら、申立人が勤務していたとするB氏を事業主とする非法人のA診療所が適用事業所ではなくなる届出の添付資料として、社会保険事務所(当時)に提出された診療所廃止届によれば、同診療所は、平成 18年5月30日付けで県知事あてに診療所廃止届が提出されたことが確認できるところ、オンライン記録によると、同年6月1日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなり、その後、同診療所は後任の開設者をC氏とする診療所開設届を同年6月13日付けで県知事あてに提出し、再度、同氏を同診療所の事業主として19年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、同診療所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、社会保険事務所(当時)が保管しているB氏を事業主とする当該診療所が適用事業所ではなくなる届と併せて提出された申立人を含む全被保険者4名に係る被保険者資格喪失届、及びC氏を事業主とする同診療所を適用事業所とする届と併せて提出された5名の被保険者資格取得届によると、すべての日付を当初平成18年12月1日として19年3月30日付けで届け出られたことが確認できるものの、資格喪失日は18年6月1日、

資格取得日は 19 年4月1日にそれぞれ訂正されていることが確認できる ところ、社会保険事務所の当時の担当者は「D社に併設されていたB氏を 事業主とするA診療所は、平成18年5月30日付けで医師である同氏の退 職により診療所の廃止届が提出され、それに伴う全従業員の資格喪失日を 同年12月1日とする届が19年3月30日に提出されたが、廃止届提出の 段階で同氏を事業主とする同診療所の事業実態が無くなったことから、従 業員の資格喪失日を 18 年6月1日とした。また、同時に5名の従業員の 資格取得日を同年 12 月1日とする届がC氏を事業主とする同診療所から 提出されたが、非法人である同診療所が適用事業所になるためには、従業 員を5名以上とした上で手続が必要となるが、資格取得届が提出された5 名のうち1名はD社の被保険者であり、同日時点では同診療所の従業員は 4名であったことから、同診療所は適用事業所の要件を満たしておらず、 仮に、この4名を従業員とする任意包括適用事業所としての手続がなされ たとしても、従業員の資格取得日は申請時である19年3月30日より前に 遡及することはできない上、D社の被保険者であった1名が同年4月1日 に同社の被保険者資格を喪失し、同診療所の従業員となったことにより、 同日をもって同診療所は初めて適用事業所の要件を満たし、5名の資格取 得日も同日とした」と説明しており、社会保険事務所の事務処理が不合理 であった事情はうかがえない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認める ことはできない。